

あなたの建物、
違反建築になって
いませんか？



2025.10.15_水

10.21_火



違反建築防止 週間

新築時は適法でも、その後の改修や用途（使い方）の変更により違反になってしまう場合があります。建築確認が不要な場合でも、法の基準は守らなくてはなりません。改修などの際には、事前に建築士や所管の行政窓口へ相談しましょう。

日本建築行政会議

国土交通省

建築指導課
TEL：079-221-2546